

議 案 質 疑

(質疑) 人権に関する部署と男女共同参画に関する部署は、それぞれ独立して置くべきでは？

(答弁) 関連する部分が多く、一つの課に統合し連携・協働して進めることで効果や効率性が上がると考えている。

(質疑) 関わりが深い事業とは？

(答弁) DVやLGBTについては、現在も人権・同和政策課でも対応しており、そこが一番大きいのではないかと考えている。

(質疑) 男女共同参画課は、これまでどおり横断的に政策提言ができる企画調整部に置くべきと考えるが。

(答弁) 市民生活部に移管することで、全庁的な推進や対外的な推進が低下するとは考えていない。

(質疑) 今回の男女共同参画課の再編に関して、関係者や関係団体の意見を聞いているか。

(答弁) 市役所内部の組織改変に関する案件は、行政の責任においてみずから判断すべきものと考えている。関係者等に対しては、これまでどおり決定した段階で趣旨の説明を行いたい。

教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

(質疑) スポーツ部門の地域振興部への移管にあたり、過去の経験や教訓をどう踏まえた議論がされたのか。

(答弁) スポーツ行政においては、全国的に首長部局への移管の動きが広がっており、県では平成24年度から知事部局に一元化されている。スポーツ推進計画に基づく事業の推進は今後も変わりはないものの、地域振興やまちづくりといった面にもスポーツを活用していきたいと考えている。

(質疑) 学校体育と社会体育は切り離せないと考えるが、少年スポーツのあり方に関してはどのように整理されているのか。

(答弁) スポーツのあり方については、教育委員会としての取り組み方針が出されており、教育委員会と市長部局の連携は欠かせないものであり、一体となって取り組みを進めていくこととしている。

国民健康保険条例等の改正及び平成30年度国民健康保険特別会計予算

(質疑) 条例改定に至った経緯は？

(答弁) 県への国民健康保険事業費納付金に約3億3,000万円の歳入不足が生じる見込みであり、保険税率の改定により解消を図る。

事務分掌条例の改正

(質疑) 条例改正に至った経緯は？

(答弁) より効率的かつ効果的に事業を展開することを目的とした組織改編のための所要の改正。

(質疑) 条例改正の概要は？

(答弁) ①地域振興部の新設②市民活動の推進を市民生活部から地域振興部へ移管③学校体育を除くスポーツ全般を教育委員会から市長部局へ移管し、スポーツに関する事務を地域振興部で所管④企画調整部で所管している男女共同参画に関すること及び保健福祉部で所管している人権に関することを市民生活部へ移管。

(質疑) 地域振興部の分掌事務に公民館に関することが含まれていないのはなぜか。

(答弁) 公民館事務は、条例により市長が管理及び執行できることとはされていないことから、教育委員会に権限を残したまま、地域振興部の職員が補助執行を行うこととしている。

(質疑) 少年スポーツクラブのあり方における市長部局と教育委員会の連携は？

(答弁) 学校体育施設の活用や子どもの健全育成という観点からも、市長部局と教育委員会が一体となって取り組みを進めていくこととしている。

(質疑) 男女共同参画を市民生活部に移管する意図は？

(答弁) これまで以上に男性の意識改革の推進や女性が活躍できる環境の整備を推進するなどの動きが強まっている。全ての市民が当事者意識を持ってこれらの課題に向き合えるように啓発推進に力を注いでいくという趣旨から、住民に身近な業務を中心とする市民生活部が適当であると判断した。

(質疑) これまでの男女共同参画の取り組みをどのように総括しているのか。

(答弁) 第一次及び第二次佐賀市男女共同参画計画は、おおむね達成できている。より実効性のある計画とするため策定した第三次計画により、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを着実に進めていけると考えている。

(質疑) 男女共同参画に関する窓口はどこに配置するのか。

(答弁) 人権・同和政策課と統合し一つの課とした上で、ほほえみ館の2階に配置する。相談室や会議室が確保できること、視聴覚室や多目的ホールを備えたメートプラザと隣接していること、大規模な駐車場があることが主な理由。

議 案 質 疑

（質疑）緊急を要する工事や危険家屋解体費への助成の見込みは？

（答弁）緊急安全措置工事は50万円、解体費助成は1件当たり50万円で、10件分500万円を見込んでいる。

（質疑）予算額を超えた場合の対応は？

（答弁）速やかな予算措置が必要と考えている。国庫補助については、改めて要求をするか、県の配分等により単費での対応となると考えている。

（質疑）空き家バンク制度の今後の取り組みは？

（答弁）対象エリアを市全域に広げ、定住促進も継続しながら、空き家の利活用、市場流通の促進を目的に空き家だけでなく空き地、空き店舗も対象とすることとしている。

同議案中 藻類産業集積化事業

（質疑）^{※1}さが藻類バイオマス協議会への補助金の内容は？

（答弁）主な内容は、総会開催費用、講演会開催費用、広報PR費用、コーディネーター等の人件費。

（質疑）協議会会員の費用負担は？

（答弁）協議会会員は、事業所所在地と資本金により区分された年会費を納付。

（質疑）協会の予算に占める協議会費の割合は？

（答弁）現在の会員44社で147万円、割合は6.7%。

同議案中 藻類産業拠点地整備事業

（質疑）進捗状況と今後の基盤整備の内容は？

（答弁）水路及び農道を除く農地全域の地盤改良等の工事を関連工事と調整しながら進捗を図っている。平成30年度は事業地の北面を除く西、南、東面の水路及び道路の整備を予定。

（質疑）事業地内の希少生物等の自然環境への配慮は？

（答弁）希少生物の種類は、植物が9種類、哺乳類1種類、鳥類2種類、昆虫4種類、淡水魚及び底生動物12種類が確認されている。自然環境については、専門家で構成する佐賀市自然環境懇話会に生物の移植地の選定や移植方法などを指導してもらっている。

（質疑）進出する企業に対し生態系の保全について提案を示すべきでは？

（答弁）事業地の自然環境の状況や自然環境懇話会からの提言の内容などの説明は行っているが、企業活動への影響を考え、市が行う南側の水路の整備や事業地周辺での整備の中で、自然環境へ配慮した工事を検討している。

（質疑）「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護分」のそれぞれの改定理由と「介護分」が400円の減となる理由は？

（答弁）「医療分」は各市町の医療費水準によって案分されるものであり、本市の一人当たりの医療費が伸び続けているため。「後期高齢者支援金分」は、75歳以上の医療費の高騰等により国保税及び公費等を合わせても賄いきれない状況であるため。
「介護分」は、被保険者層の所得水準が比較的高く安定していることから大幅な税率改定には至らず、均等割で100円の増、平等割では400円の減となっている。

（質疑）今回の改定で一人当たりや一世帯当たりの調定額（課税額）はどうなるのか。

（答弁）一人当たりでは13万8,525円、現行から5,219円の増。一世帯当たりでは21万8,403円、現行から8,820円の増。

（質疑）法定外繰り入れを行い、税率の引き上げをしないことはできなかったのか。

（答弁）標準保険税率を参考に保険税を賦課し、単年度収支の均衡を図ることが求められており、一般会計からの法定外繰り入れを行うことなく健全な国保特別会計の財政運営に努めていきたい。

一般会計予算中 事業承継支援事業委託料

（質疑）事業の仕組みと市の役割分担は？

（答弁）経営者の事業承継を図るため、国では事業引継ぎ支援センターの設置、補助金や優遇税制措置などの施策を進めており、県は国を補完する形で支援を強化している。本市としては、支援メニューの広報を行い、円滑な事業承継の支援につなげていきたいと考えている。

（質疑）事業承継の取り組みについて事業者への聞き取りはしているか。

（答弁）直接の聞き取りは行っていない。事業者のニーズの掘り起こしが課題であると考えている。

（質疑）市はどのような姿勢で取り組んでいくのか。

（答弁）市単独ではなく、国や県、商工団体などの各種機関との一体的な取り組みが不可欠であり、情報共有や連携を図りながら、効果的な広報に努めていきたい。

同議案中 空き家等対策事業

（質疑）国支出金460万円の対象となる経費は？

（答弁）空き家条例に基づく解体費の助成や解体工事、空き家の相続人調査。